

仕様書

品名：精米

1 総則

本仕様書は、武山駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

2 規格

- (1) 5年度産米関東産米または東北以北1等米100%であること。
- (2) とう精率91%に精米されたもの。
- (3) JAS法に準ずる精米表示がされていること。
- (4) 下記のことを納品書に添付するものとする。
 - ア とう精作業記録（写し可） 1部
 - イ 玄米仕入れ伝票（写し可） 1部
 - ウ 品質証明書、品質検査書（様式：A4縦、必須項目官側指定） 各1部
 - エ とう精前の玄米袋（産地等証明できる部分） 1部
 - オ 納品時、納入米の一部30g程度ビニール袋詰め（玄米30g含む）を提出。
 - カ 納品を、運送事業者または納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立ち会うものとする。
 - キ フレコンの場合、検査証明書提出。その際検査証明書に社印が入る事。
 - ク 張り込み作業から精米袋詰め作業までの工程表（図）をとう精当日に官側に提出する事。
 - ケ 納入時間1330、納入業者納品のこと。
- (5) 納品時荷姿等
 - ア 30kg/袋、3層クラフト紙。ビニール使用不可。
 - イ 品質保持期限は常温において3ヶ月とする。
 - ウ とう精年月日を記入の事。

3 その他

品質証明書及び品質検査書必須項目

A4縦判。下の各欄の項目を記入したもので、会社名、連絡先等記載したもの。

年度	産地	銘柄	等級	水分	白度	蛋白質	粒状質粒	砕粒	食味

4 とう精作業

- (1) とう精作業の立会いは、官側から必要に応じ示された際のみ実施するものし、日帰り可能な場所
が好ましい。よって立会いが必要とされた場合は時間等事前連絡調整をする。
- (2) 官側立会い拒否をした場合及び妨害行為が発生した場合は、受領検査不合格とみなす。
- (3) 官側立会いの場合は、とう精作業開始前に官側により、玄米の袋全数において、「農産物検査法」
に基づく産地、品種、生産年の表示を確認する。この際、一部でも異なった標示が確認された場合
もしくは、標示が無い場合は受領検査不合格とみなす。
- (4) とう精は納品前日に実施のこと。またとう精当日の作業は張り込み作業から袋詰め作業の一連作
業工程とし、官側検査官立会いの下実施するものとする。複数日とう精不可。
- (5) とう精検査においては契約業者責任者が立ち会うものとする。

- 5 本仕様書記載内容について疑義がある場合、検査官と協議し、指示に従うものとする。